

## 教育支援検討委員会規約

平成29年5月18日 都市建設工学科学科会議決定

(設置目的)

第1条 都市建設工学科学科会議規約第5条第1項に基づき、中部大学工学部都市建設工学科(以下「本学科」という。)学科会議の下に、学習・教育到達目標に照らして、その達成度を評価するとともに、教育支援プログラムを点検し、その改善提案について検討することを目的として、教育支援検討委員会(以下「本委員会」という。)を置く。

(審議内容)

第2条 本委員会の審議事項は次のとおりとする。

- 一 「学習目標達成度評価票」および「教育支援に関するアンケート調査票」の分析に基づく学習・教育到達目標の達成度の評価
- 二 学習・教育到達目標の達成度に照らした教育支援プログラムの点検
- 三 学習・教育到達目標を達成するための教育支援プログラムの改善提案の検討
- 四 その他教育支援プログラムに関する事項

(役割)

第3条 本委員会の点検・評価の結果については、学科会議に報告するとともに、教育支援プログラムの改善提案について学科会議に審議に付する。

- 2 学科会議より附議された事項その他の事項について検討し、検討結果を学科会議の審議に付すこととする。
- 3 本委員会は、教育プログラムの点検・評価に関してカリキュラム検討委員会と密に連携を取るものとする。

(組織)

第4条 本委員会は、学科会議の構成員のうち3名以上の委員をもって組織する。

- 2 本委員会に委員長を置く。
- 3 委員長は、委員の互選により決定する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が決めた委員が、その職務を代行する。

(任期)

第5条 委員の任期は、原則として2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員会の運営)

第6条 委員長は、本委員会を招集し、議長を務める。

2 本委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委員会の開催)

第8条 本委員会は、教育支援プログラムの点検・評価のため、各学期の終了後に開催することとする。

2 前項の他、学科会議からの附議がある場合など、必要に応じて開催する。

(情報の公開)

第9条 本委員会の議事の内容に関しては各回の議事録を作成し、これを保存するとともに、要請があれば開示する。

(雑則)

第10条 本規約を定める他、本委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附則

- 1 従前の教育支援検討委員会規約は廃止する。
- 2 本規約は、平成29年5月18日から施行する。